

名取市への精神科病院誘致に関する企画提案募集要項（案）への
医療審議会病院部会委員からの御意見（9月13日以降の意見追加）

参考資料5

番号	委員 (敬称略)	要項の関連 個所	御意見	反映の 有無	反映内容（反映しない場合はその理由）
1	岩館 敏晴	第2の1	（1）を「行政及び」以下を変更 行政及び地域の障害者自立支援協議会等関係機関との積極的な参加・協力を行うこと。	○	以下の記載内容に修正 「行政及び障害者自立支援協議会等関係機関との積極的な連携の取組を図ること」
2	岩館 敏晴	第2の1	現在の精神医療センターと同様の支援体制を維持するためには、下記の機能は最重要事項である。 （3）仙台医療圏南部及び仙南医療圏の基幹的病院としての機能を果たすこと。措置入院の指定医療機関及び医療観察法の指定通院医療機関であること。	×	新病院に対しては、第2の1の新病院に求める役割で記載しており、これらの役割を確実に果たしていただくことを想定しています。
3	奥田 光崇	第2の1 (2)	「急性期医療への対応」については、入院機能のみでなく、精神科救急外来機能を担うこと、措置入院に係る保健所活動に協力できる体制をもつことも明記する必要がある。	×	精神科外来については、（1）の役割として記載しており、救急対応については、輪番への参加等、事業者の提案内容に沿ってその役割を協議することを想定しています。 なお、措置入院への対応については、公募病院の役割としては想定しません。
4	奥田 光崇	第2の1 (2)	身体疾患との鑑別困難な場合や、身体疾患の合併がある場合にも、近隣病院と連携して、可能な限り対応することを追加する必要がある。	○	身体合併症への対応については、新精神医療センターがその役割を担うことを想定しており、2精神医療センターとの連携等の（4）として追記 「（4）身体疾患との鑑別が困難な患者や、身体合併症の患者については、精神医療センターとの連携を図るほか、近隣の一般病院等との連携により可能な限り対応に努めること。」
5	奥田 光崇	第2の1 (2)	あるいは上記内容を、第2の3近隣の身体科医療機関との連携等という項目を設けて記載する必要がある。	○	出向者の人数や出向期間については、提案事業者からの提案及び事業者決定後の県との協議により具体的に決定しますが、センター職員の意向や新センターの必要人数等を踏まえ、外来や訪問看護等に必要な人員を概ね5年程度を目途として出向させることを想定しています。
6	岩館 敏晴	第2の2 (2)	出向者の人数と期間が曖昧のままでは、運営計画（職員の採用）が立てられない。例えば、職員が150名必要で、出向が50名なら100名の採用計画で良いが、出向者が不明では計画が立てられない。 「新病院が必要とする職種・人数を希望する期間出向させる」とか書き込むべきである。	×	出向者の人数や出向期間については、提案事業者からの提案及び事業者決定後の県との協議により具体的に決定しますが、センター職員の意向や新センターの必要人数等を踏まえ、外来や訪問看護等に必要な人員を概ね5年程度を目途として出向させることを想定しています。
7	張替 秀郎	第2の2 (2)	理念や方針を踏まえ～ ⇒ 理念や 基本方針 を踏まえ～	○	以下の記載内容に修正 「理念や 基本方針 を踏まえ」
8	張替 秀郎	第2の2	新（3） <u>新・精神医療センターの入院患者を転院等によって受け入れることによりセンターの後方支援病院としての役割を担い、県南の患者の地域移行・地域定着に積極的に貢献すること</u>	○	以下の記載内容を（3）として追記 「移転後の精神医療センターの入院患者を転院等によって受け入れることによりセンターの後方支援病院としての役割を担い、県南の患者の地域移行・地域定着に貢献すること」
9	張替 秀郎	第2の2	新（4） <u>県南においてセンターが担ってきた各種業務・役割を円滑に継承するために、センターからの出向や業務内容等に関し、両病院間で協議の上、別途「協定書」を交わすこと。</u>	○	以下の記載内容を第9（10）として追記 「（10）精神医療センターとの協議 県南において精神医療センターが担ってきた各種業務・役割を円滑に継承するために、センターからの出向や業務内容等に関し、両病院間で協議の上、別途「協定書」を交わすこと。」
10	岩館 敏晴	第2の3	現在の精神医療センターと同様の支援体制を維持するためには、下記の機能の追加も必要である （4）児童・思春期への対応 児童・思春期の外来を実施すること 名取市美田園にある児童関連施設との連携の取組を図ること （5）現在精神保健相談医を派遣している仙南医療圏7市町（角田市、七ヶ宿町、蔵王町、村田町、大河原町、柴田町、川崎町）、及び仙台医療圏1町（山元町）への医師派遣を精神医療センターと協力して継続すること。 （6）クロザリルによる治療を継続すること。	×	児童・思春期への対応及びクロザリルによる治療の継続については、要件である「新病院に求める機能」としては想定していません。 また、精神保健相談医の派遣については、精神医療センターは移転後も県内市町村に医師派遣を継続する見込みのため、センターの代わりとなるような規模での対応は想定しておりません。
11	岩館 敏晴	第2の3	（6）児童・思春期外来機能 を追加	×	児童・思春期への対応については、新病院に求める機能としては想定していません。
12	岩館 敏晴	第2の4	公募する病院のデータも出すこと。やるからには医者は何人必要か。	○	必要医師数は事業者が提案する事項であり、医師数の算出に必要となる医療需要の見込みを、第2の4として以下を追記。 「4 医療需要 新病院は、地域の医療需要を満たす機能を備えること。 なお、県が想定する新病院の医療需要は次の表のとおりである。 精神科外来 90人／日、 デイケア 13人／日、 訪問看護 19人／日、 入院 96人／日」
13	奥田 光崇	第2の4 (1)	最大病床数120床は、今後、名取市を中心とした県南地域の精神医療をカバーしていくことを想定した上で、必要な病床数として示された根拠をお示しいただきたい。	○	稼働病床に限るとする要件とまではせず、事業者の提案内容の一部として、選定委員会で評価いただくことを想定しています。
14	岩館 敏晴	第2の5 (2)	休床のベッドの移転は、今回の特例の趣旨に沿わない。以下とする。 口 「病院の一部又は全部の病床を移転された減少分（稼働病床に限る）」	×	（3）に以下の内容を追記 「なお、事業者は、県の求めに応じて、年度ごとに事業報告書等を県に報告すること。」
15	岩館 敏晴	第2の6 (3)	安定的、継続的に実施されているかの確認をするため下記を追加 年度ごとに詳細な事業報告書、決算報告書を県に報告すること。	○	第9（7）の県と事業候補者が締結する基本協定の中で、土地の貸付期間中の事業継続について記載することを想定しています。
16	奥田 光崇	第2の6 (3)	当該事業に対しての「事業最低契約期間」を示す記載が無く、事業の継続性の担保が明確にされていない。	△	両病院の連携に向けた協議・調整を行う際の参考とさせていただきます。
17	岩館 敏晴	第2の6 (4) 口	精神科医療における多職種チーム医療の重要性に鑑み、口を以下に変更すること 口 精神医療センターの医療スタッフ出向職員と新病院職員の給与水準を同等とすること。なお、新病院職員の給与水準が出向職員のそれを下回る場合は、その差額を県が負担する。	×	

番号	委員 (敬称略)	要項の関連 個所	御意見	反映の 有無	反映内容 (反映しない場合はその理由)
18	岩館 敏晴	第2の6 (4)	精神科医療における多職種チーム医療の重要性に、指示系統の明確化は必須であり、以下を追加すること ハ 出向職員には、新病院の組織に組み込まれ病院管理者の指示に従うことを確約させる。	○	第9(11)に以下の内容を追記 「(11)出向職員の指揮命令権 精神医療センターからの出向職員は、出向先である新病院の指揮命令下で業務を行う。」
19	安藤 健二郎	第2の6 (4)	今回、県から提案のあった120床程度の規模の精神科急性期病院は、従来、民間が担っている慢性期病院に比し多くの医療・介護スタッフを必要とし、経営的な難しさが予想されます。十分な機能を発揮し、安定した経営を行うためには県から人的、財政的双方の支援が当面欠かせないのではないかと思います。 県からの継続的な支援が予定されている旨を公募要項にしっかりと明示していただきたいと思います。	○	以下の内容を第2の6の(4)県の支援策等のハとして追記 「ハ 提案事業者から提出される企画提案書の中の収支計画、人員計画等を基に、持続的な医療提供が可能となるよう、当分の間、精神医療センターから医療スタッフを出向させることで人的支援を行うとともに、出向職員の人件費についてセンターが応分の負担をすること等により、財政面での支援を行う。なお、支援の内容及び方法については、事業者と協議の上、決定するものとする。」
20	岩館 敏晴	第2の6 (3)	以下を追加 (7)職員採用にあたって 職員を募集するにあたって、既存の医療機関等に不利益を与えないように十分に配慮すること	△	公募要領に記載できるかどうかを含め引き続き検討します。
21	岩館 敏晴	第2の6 (4)	地域包括ケアシステムを継続するなら市町村の保健師との連携が必要。公立だとやりやすいが、民間でも連携できる体制を整備すること。	○	第2の6(4)のニに以下を追記 「地域包括ケアシステムの継続に向け、近隣市町の担当保健師等との連携構築に向け、保健所等県としての支援を行う。」
22	岩館 敏晴	第4 (1)	「県外資本によるM&Aが行われ、法人名・病院名がそのまで実質県外資本が運営している法人は除外すべき」と佐藤和宏委員から発言があったが、それらを踏まえ、以下としてはどうか。 (1)県内で精神科病棟を有する病院(公立病院を除く)を運営し、かつ理事長は、以前から県内在住の精神科医師であること。	×	法人としての実績と信頼を有していることを応募資格として求めており、理事長個人の居住地・職種まで限定する必要性はないと考えています。 提案事業者の適格性については、選定委員会において判断することとなります。
23	岩館 敏晴	第4 (1)	県有地を無償貸与するので、以下のことは追加すべき (●)法人本部が県内にある病院であること。	×	法人本部を県内に限定する理由とはならないと考えております。
24	泉谷 信博	第4 (1)	県内で精神科病院を有する病院⇒県内に限定が必要か	×	公的病院を含む病床再編の特例協議により、厚生労働大臣の同意を得て病院の開設を目指すものであり、県内の病院でなければ、要件を満たしません。
25	岩館 敏晴	第4	募集要件に(2)急性期医療の対応とあり、現在の精神医療センターと同様の役割を担うためには、精神科急性期治療病棟の運営実績があることが望ましい。また、急性期中心の病院かどうかは病床回転率の実績である程度判断できるので、それを盛り込むこと。また、日本経営の資料によると太白区以南の入院患者は定点調査において178人中93人(52%)であるから、精神医療センターの年間入院患者(救急を除く約400名)のうち約半数が太白区以南の患者であると推定される。新病院には県北部の患者は入院してこないとしても、それ相当数の入院患者の受け入れ実績が求められる。 以上から、下記3つのうち、少なくとも2つをクリアできない病院を採用することはこの公募の目的に反する。 (●)1)精神科急性期治療病棟の運営実績がある者、2)年間病床回転率が1.0以上である者、3)年間入院患者数が少なくとも100名以上である者	○	第4の(1)を以下の内容に修正 「(1)県内で次の条件を満たす病院(公立病院を除く。)を運営している者イ 精神科病棟を有し、当該病棟の退院患者のうち、入院期間が3か月未満の患者が6割以上かつ年間退院患者数が100人以上(いずれも令和2年度から令和4年度の3か年平均)であること。」
26	岩館 敏晴	第4	新病院は、県南部の措置入院をカバーする可能性もあり、措置入院の実績がない病院の公募参加は不適 (●)現在、精神保健福祉法の措置入院者の指定医療機関であること。	○	第4(1)のロに以下を追記 「(ロ)現在、精神保健福祉法の措置入院者の指定病院及び医療観察法の指定通院医療機関であること。」
27	岩館 敏晴	第4	現在、精神医療センターは、医療観察法(正式名称:心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律)の指定通院医療機関である。その対応には医師、看護師だけでなくコメディカルの経験者も必要であり、未経験の医療機関には難しい。 (●)現在、医療観察法の指定通院医療機関であること。	○	
28	張替 秀郎	第4 (3)	(3)県内の精神医療分野における信頼と実績を有し、提案する事業を効率的かつ効果的に実施できる長年の経験及びノウハウを有していること	○	以下の記載内容に修正 「(3)県内の精神医療分野における信頼と実績を有し、提案する事業を効率的かつ効果的に実施できる長年の経験及びノウハウを有していること」
29	岩館 敏晴	第5の1	県の他の公募型プロポーザルでは、選定結果の公表がされているので、同様とすべき (7)選定結果の公表 令和5年●月●日	○	以下の記載内容を追加 「(7)選定結果の公表 令和5年●月●日」
30	岩館 敏晴	第5の2 (3)	提出部数写し15部は応募者の負担が大き過ぎるのではないか。	○	第5の2の(3)のニを以下の内容に修正 「正本1部、写し10部及び電子データ」
31	岩館 敏晴	第6の2 (3)	法人の状況を説明するのに、理事長の出席は必須であるので、以下を追加すること ・説明は法人理事長が出席し行うこと。細部は法人職員でも構わない。	×	法人理事長にご出席いただくことが望ましいと考えますが、それを要件とすることは想定していません。応募事業者の判断、説明者を選定いただくことを想定しています。
32	岩館 敏晴	第7の①	精神医療センターの役割を担うのが根幹であるので、参加点のような④の点数を①医療機能へ振り分けるべきである。	×	精神医療センターとの連携も重要な評価項目と考えておりますので、④精神医療センターとの連携の項目はそのままとします。
33	張替 秀郎	第7の①	持続的な医療の提供は可能か(10点) ⇒ (5点)	○	以下の記載内容に修正 評価項目①医療機能のうち、 ・持続的な医療の提供は可能か の配点「10点」を「5点」に修正

番号	委員 (敬称略)	要項の関連 個所	御意見	反映の 有無	反映内容 (反映しない場合はその理由)
34	張替 秀郎	第 7 の②	施設整備計画、運営計画、スケジュール等は適切か (10点) ⇒ (5点)	○	以下の記載内容に修正 評価項目②事業運営の安定性・信頼性のうち、 ・施設整備計画、運営計画、スケジュール等は適切か の配点「10点」を「5点」に修正 併せて ・長期にわたって安定的・継続的に運営できる収支・資金計画か、医療スタッフの確保など実施体制の見通しは現実的な の配点「10点」を「15点」に修正
35	張替 秀郎	第 7 の②	提案者に県内の精神医療における長年の実績・信頼度が十分あるか (10点)	○	以下の記載内容に修正 評価項目②事業運営の安定性・信頼性のうち、
36	岩館 敏晴	第 7 の②	「・現状の地域医療への貢献度はどうか」を評価の視点に加える。	○	「提案者に県内の精神医療及び地域医療における長年の実績・信頼度が十分あるか」
37	岩館 敏晴	第 7 の②	「・病床削減した本院の経営状況はどうか」を評価の視点に加える。	○	以下の記載内容に修正 評価項目②事業運営の安定性・信頼性のうち、 「・病床を削減した本院の経営状況を含め、長期にわたって安定的・継続的に運営できる収支・資金計画か、医療スタッフの確保など実施体制の見通しは現実的な」
38	張替 秀郎	第 7 の④	新精神医療センターの後方支援病院としての役割を担える計画か (10点)	○	評価項目④精神医療センターとの連携に、以下の記載内容を追加 「・移転後の精神医療センターの後方支援病院としての役割を担える計画か (5点)」
39	岩館 敏晴	第 9	新病院が精神医療センターの役割を継承しているかどうかモニタリングが必要であり、それが県の責任でもあるので、以下を追加。 「県立精神医療センターが長年果たしてきた役割の継承という重要な責務に鑑み、向後10年間、県が新設する評価委員会の評価を毎年受けること。評価に当たっては求められた実績の報告の提出と共に、病院職員のヒアリングを受け入れること。又、評価委員会から改善指導がなされた場合には、その指導に従うこと。」	△	第9の(7)に記載する事業候補者と県が締結する基本協定書に基づき、事業が実施されているかどうかについて、第2の5の(3)に追記する年度ごとの県への報告を基に、県においてモニタリングを行います。
40	岩館 敏晴		現在の精神医療センターのデータを出すこと。こういうことを引き継ぐというのを数値で出すべき。	○	精神医療センター一年報のデータを別紙3として追加。 (なお、詳細な患者層等については、求めに応じて精神医療センターとの対話の機会を設けるなどの対応を行う予定です。)
41	安藤 健二郎		仙台市立病院に50床の精神病床があります。コロナ禍ではコロナ病棟として活用されましたが、現在は本来の業務、すなわち身体合併症をもつ精神科患者の入院治療を再開しています。今回の構想を進めるのならば、県構想の2つの新病院と仙台市立病院精神科とで急性期精神医療や身体合併症を有する精神医療のネットワークを充実させ、仙台市や周辺にお住まいの精神科患者やご家族が今まで通りに安心して暮らせる環境を整えて下さるよう、切にお願いいたします。	-	ご指摘いただいた点を踏まえ、精神医療のネットワークの充実に向けた対応についても検討してまいります。
42	岩館 敏晴		365日24時間の救急に対応しなければ、それに慣れた患者からクレームが来る。対応が必要。	×	精神医療センターにおいて、移転後も引き続き精神科救急を担い、県内の患者を受け入れる想定です。
43	岩館 敏晴		給与格差がある中で出向者と民間病院のスタッフが上手く行くとは思えない。	×	参考意見として承ります。
44	岩館 敏晴		医療政策課が精神医療をきちんと理解していると思えない。選定委員にはきちんとした、精神医療がわかっている人を選ぶべき。	○	選定委員会の委員には、精神科の医師を含む人選を行います。
45	岩館 敏晴		現在、精神医療センターの外来患者のうち、児童・思春期の患者が約10%を占めている（外来患者疾病統計のうちF8、F9で）。外来を継承する病院は児童・思春期の疾患を担えなければ、現在通院している患者さんが困りますので、応募要件として入れるべき。	×	児童・思春期への対応については、精神医療センターにおいて、移転後も引き続きその役割を果たしていくものと想定しております。
46	岩館 敏晴		現在精神医療センターの通院患者でクロザリルを使用している方がどれだけいるかのデータは示されていませんが、クロザリルを使用するには一定の条件を満たした上で許可が要ります。継承する病院がこの許可を受けていなければ、クロザリル使用中の患者さんが路頭に迷います。これも要件として入れるべき。	×	クロザリルの使用については、精神医療センターにおいて、移転後も引き続きその役割を果たしていくものと想定しております。
47	岩館 敏晴		現在、重大な看護師不足から、人的基準を満たせなくなり、病棟を閉鎖している精神科病院が県内には複数あります。その病院が、出向する看護師を目当てに手上げする可能性があります。それは、県南の医療に貢献するためではなく、単に人員不足の打開策として応募する訳ですから、今回の公募の趣旨に反します。ですので、稼働病床に限ることは最初から入れておくべきと思います。仮に要件として入れない場合には、県の回答にあるように、選考の過程で、それをきちんと見極めていただきたいと思います。	-	ご指摘の点も踏まえ、選考において厳正に審査してまいります。
48	張替 秀郎	第 2 の 6 (4)	精神科医療の関係者から経営面の厳しさを指摘する意見もあることから、現要項案の支援策に加え、誘致した民間病院が求められる機能を安定的に継続して果たすための財政的支援について十分な検討が必要	-	第2の6(4)のハにおいて、出向職員の人件費についてセンターが応分の負担をすること等により、財政面での支援を行うことを記載しております。 財政支援の内容及び方法については、提案事業者から提出される企画提案書の中の収支計画、人員計画等を基に、検討・協議することとなりますが、選定された事業実施候補者との間で締結する基本協定の中にその具体的支援内容を盛り込んでいくことを想定しています。